

医療費の助成制度(マル福)を活用しましょう

● マル福の対象者 あなたも対象になつていませんか？

医療福祉費支給制度は茨城県と県内各市町村が共同で運営している医療費助成制度(所得制限有り)です。助成の対象者は次のとおりで、助成を受けるには医療福祉費受給者証の交付申請が必要です。

小児	0歳～高校生相当* ※18歳到達後の最初の3月31日までの年齢の方（4月1日生まれの方は直前の3月31日まで）。年齢が条件であり、就学・就職・婚姻の有無については問いません。
ひとり親家庭	母子・父子家庭および両親のいない子、配偶者が重度心身障がい者である方とその子
重度心身障害者	身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方、障害年金1級の受給権者等一定の障がいをお持ちの方。詳しくは役場国保年金課までお問合せください。
妊産婦	母子手帳の交付を受けている方

▶小児または妊産婦の方については、マル福の所得制限を超えていても、村独自の医療費助成制度(マル美)で助成を受けることができます。

● 医療費助成の受け方

茨城県内の医療機関を受診

医療機関にて健康保険証と受給者証と一緒に提示してください。支払い額が制度で設定されているマル福自己負担金になります。

茨城県外の医療機関を受診

受給者証は使用できません。
健康保険証を提示して保険診療を受け、領収証をもらってください。その後、国保年金課窓口に支給申請をしてください。

支給申請が必要な場合

- ・茨城県外の医療機関を受診した場合
 - ・受給者証を提示せずに茨城県内の医療機関を受診した場合
 - ・平成31年3月以前に医療機関を受診した分
 - ・平成31年4月から令和3年6月の間に医療機関を受診した分であり、一つの医療機関を同月中に受診した回数が2回までで、支払った金額がすべて600円未満の場合
- *医療機関を受診した月の翌月以降に、1カ月分の領収書をまとめて国保年金課にて支給申請してください。

マル福自己負担金の助成が終了となります

高校生相当までのお子さんを対象とした医療福祉制度(マル福・マル美)では、マル福自己負担金を指定の金融機関口座へ自動的に振り込む方法(自動償還)や申請書等を提出いただく方法で助成を行っていましたが、令和3年6月受診分をもちましてマル福自己負担金の助成が終了となります。

● マル福自己負担金って？

茨城県内の医療機関にて、健康保険証と受給者証と一緒に提示した際に支払う下記の自己負担金のこと。

外 来	医療機関ごとに、1日600円を限度に月2回 ＊3回目以降は自己負担なし、600円に満たない場合はその額
入 院	医療機関ごとに、1日300円を限度に月3,000円まで ＊300円に満たない場合はその額
調 剤	自己負担なし



● どう変わるの？

▶これまで マル福自己負担金も後日助成され、実質医療費無料となっていました。

*平成31年4月～令和3年6月受診分までは、指定口座に入金(自動償還)

▶令和3年7月受診分から 医療機関窓口で支払ったマル福自己負担金は、そのままご負担いただきます。

■問合せ 国保年金課☎029-885-0340(内)116・117